

2020年オリンピック・パラリンピック大会
に向けた多言語対応協議会

道路分科会

多言語対応 取組方針

【車両系】

平成26年11月

2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた道路案内標識 整備の取組方針

◇重点取組事項

- (1) 道路案内標識の英語表記は、外国人からのニーズが高いことから、法令を踏まえ、ローマ字から英語表記への改善を推進するものとする。
- (2) 日本語と併用表示する英語は、「東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表（道路標識適正化委員会東京都部会で決定）」に基づき、統一的な表記を行うものとする。

◇取組事項

- (1) 表示内容について、道路案内標識の新設・更新等の際に、以下の取組を行うものとする。
 - ①公共交通施設などのピクトグラムは、必要に応じて、表示に努めるものとする。
 - ②交通結節点を結ぶ主要路線等の路線番号は、必要に応じて、表示に努めるものとする。
 - ③日本語と併用表示する英語の文字サイズは、各地域や各自治体において、拡大することを考慮する。
 - ④地点名や施設名は、必要な情報を伝えるとともに視認性を考慮し、少ない文字数で表記（省略及び短縮を含む）するよう留意する。
- (2) 道路案内標識は、道路標識設置基準と照らして不足している個所において、交通特性及び地域性を考慮し、整備に努めるものとする。
- (3) 道路案内標識と観光案内サイン類は、各地域の状況に応じて、集約や連携に努めるものとする。

※ 各実施者は、地域の状況に応じて整備を進めることとする。

※ 本取組方針は、「外国人に分かりやすい道路案内」の取組にあたり、標識類の「使用言語」、「表示内容」、「視認性」、「設置場所」、「施設表示」の5つの項目について、外国人の視点から見た、内容の理解度、表示の分かりやすさ、見やすさ等を検討し、「外国人アンケート調査」で検証のうえ、取りまとめたものである。

〈外国人アンケート調査概要〉

調査実施日：平成26年10月31日（金）

調査対象者：英語圏出身者（10人）、韓国語圏出身者（5人）、中国語（簡体字）圏出身者（6人）、中国語（繁体字）圏（6人）の計27人

検証方法：被験者に対して、標識類の整備案等を提示しながら、グループインタビューを通じて検証

【重点取組事項】

(1) 英語表記

道路案内標識の英語表記は、外国人からのニーズが高いことから、法令を踏まえ、ローマ字から英語表記への改善を推進するものとする。

【解説】

従来、道路案内標識に表示する目標地（地名、地点名）には、原則として日本語に合わせて、ローマ字の併用表示を行ってきたが、外国人旅行者にとって記載内容が分かりづらいという問題がある。

外国人を対象としたアンケート調査の結果では、「外国人旅行者に通じないローマ字の道路案内標識を英語表記に改善することは必要か」という問いに対し、『必要』（「是非必要 63%」）、「どちらかといえば必要（22%）」との回答が8割強を占めた。

上記より、平成26年3月の「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）改正を踏まえ、外国人旅行者に通じないローマ字の道路案内標識を英語表記に改善することを推進するものとする。

③案内標識の英語表記 ～世界に通用する魅力ある観光地域づくり～

- 外国人旅行者に通じないローマ字の案内標識を英語表記に改善します。
- 他機関の案内看板等と連携したわかりやすい道案内の充実を図ります。

・訪日外国人旅行者数が10年で2倍に増加し、平成25年には1,000万人に達した
・外国人旅行者が日本滞在中に感じる不便・不満のワースト1位は、道路標識・地図

○平成26年3月の標識令改正により、対訳表を位置づけるなど、案内標識を英語で表記することを明確化し、改善を推進
○他機関の案内看板やパンフレット等との連携を図る

<外国人旅行者に通じないローマ字>

<英語表記に改善した事例>

<観光ガイドマップ連携し、案内標識を改善した事例>

出典：国土交通省HPより

(2) 統一的な表記

日本語と併用表示する英語は、「東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表（道路標識適正化委員会東京都部会で決定）」に基づき、統一的な表記を行うものとする。

[解説]

平成26年3月の「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）改正により、道路案内標識に表示する施設等は、英語又はその略称を表示することが原則となった。

上記を踏まえ、日本語と併用表示する英語は、「東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表（道路標識適正化委員会東京都部会で決定）」に基づき、統一的な表記を行うものとする。

なお、「東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表」は、別冊（資料2-2別冊(3)）にとりまとめている。

※道路標識適正化委員会：各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、
標識等の表示内容等を検討する委員会

【取組事項】

(1) 表示内容 ①ピクトグラムの効果的な活用

公共交通施設などのピクトグラムは、道路案内標識の新設・更新等の際に、必要に応じて、表示に努めるものとする。

【解説】

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)では、「方面、方向及び距離(105のA、B、C)」、「方面及び距離(106のA)」、「方面及び方向の予告(108のA、B)」、「方面及び方向(108の2-A、2-B)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」及び「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」を表示する案内標識の標示板の文字には、地名、路線番号、道路の通称名又は公共施設等の名称のいずれかを用いることができるとしている。そのうち、公共施設等の名称を用いた場合において必要があるときは、当該標示板に公共施設等の形状等を表す記号(ピクトグラム)を表示することができると定めている。

また「著名地点」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、日本字の左又は右に公共施設等の形状等を表す記号(ピクトグラム)を表示することができると定めている。



図 ピクトグラムのある例



図 ピクトグラムのない例

外国人を対象としたアンケート調査の結果では、「案内標識のピクトグラム併記の有無による案内のわかりやすさ」という問いに対し、すべての方が「ピクトグラムを併記した方がわかりやすい」と回答し、併記の有効性が確認できた。

また、東京都内の道路案内標識において、「ピクトグラムを併記することが望ましい施設」として、空港、鉄道駅、病院等の交通施設や公共施設を挙げる意見が多いことが確認できた。なお、参考として聞いた地方部で望まれる施設は、温泉、展望地・景勝地、キャンプ場、大規模公園も多く挙げられた。

上記を踏まえ、公共交通施設などのピクトグラムは、道路案内標識の新設・更新等の際に、必要に応じて、表示することに努めるものとする。

(1) 表示内容 ②路線番号の表示

交通結節点を結ぶ主要路線等の路線番号は、道路案内標識の新設・更新等の際に、必要に応じて、表示に努めるものとする。

[解説]

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)では、「方面、方向及び距離(105のA、B、C)」、「方面及び距離(106のA)」、「方面及び方向の予告(108のA、B)」、「方面及び方向(108の2-A、2-B)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」及び「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合には経由路線を表示することができる」と定めている。



図 路線番号のある例



図 路線番号のない例

外国人を対象としたアンケート調査の結果では、「案内標識の路線番号表示の情報は移動中に役立つか」という問いに対し、「役立つ(路線番号表示は必要)」との回答が8割強を占めている。また、路線番号表示は、「海外の道路案内標識でも表示されている例が多く、外国人が見慣れている表示内容の一つである」との意見も挙がった。

上記を踏まえ、交通結節点を結ぶ主要路線等の路線番号は、道路案内標識の新設・更新等の際に、必要に応じて、表示に努めるものとする。

(1) 表示内容 ③英語の文字サイズの拡大

日本語と併記する英語の文字サイズは、各地域や各自治体において、道路案内標識の新設・更新等の際に拡大することを考慮する。

[解説]

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権一括法）」の公布により、都道府県道及び市区町村道に設ける案内標識及び警戒標識の寸法、文字の大きさについては、国土交通省令で定める基準を参酌して、各道路管理者が条例で定めることとなった。

東京都では「都道における道路標識の寸法に関する条例」（平成25年1月施行）において、案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等を定めている（次頁を参照）。

同条例に基づき都道の道路案内標識では、英語の文字サイズが従来の「日本語の文字サイズの2分の1」のサイズから、「日本語の文字サイズの3分の2」のサイズまで拡大表示できるようになった。

また、他の自治体（例えば、茨城県、栃木県、静岡県 等）においても、国際化への対応等の観点より、英語の文字サイズを拡大表示している事例がある。



図 日本語の文字サイズの2分の1



図 日本語の文字サイズの3分の2

上記を踏まえ、日本語と併記する英語の文字サイズは、各地域や各自治体の必要に応じて、道路案内標識の新設・更新等の際に拡大することを考慮する。

「都道における道路標識の寸法に関する条例」（一部抜粋）

三 案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等

- (一) 寸法が図示されているものについては、文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- (二) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114-B）」、「非常電話」、「特遊所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その二分の一又は三分の二の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
四〇、五〇又は六〇	二〇
三〇以下	一〇

- (三) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは(二)の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは矢印外の文字の大きさの〇・六倍の大きさとする。
- (四) 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメートル（ローマ字にあっては、その二分の一又は三分の二の値）を標準とする。
- (五) 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」を表示する案内標識の文字の大きさは、二十センチメートル（ローマ字にあっては、その二分の一又は三分の二の値）を標準とする。
- (六) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識の文字の大きさは、十五センチメートル（ローマ字にあっては、その二分の一又は三分の二の値）を標準とする。

(1) 表示内容 ④少ない文字数による表記

道路案内標識に表示する地点名や施設名は、道路案内標識の新設・更新等の際に、必要な情報を伝えるとともに視認性を考慮し、少ない文字数で表記（省略及び短縮を含む）するよう留意する。

[解説]

「主要地点（114の2-A、2-B）」の道路案内標識に表示する主要な地点名や施設名は、一般に、表示する文字数を少なくするほど情報の判読性が高まる。そのため、通常略して用いられているもの、または略しても道路利用者が誤解なく判読できると想定されるものは略して表記した方が望ましい。

外国人を対象としたアンケート調査の結果では、「英語の文字数が多くなる場合の道路案内標識への表記方法」という問いに対し、視認性が高まる等の理由から「文字数が多い場合、省略(短縮)した方が良い(56%)」と回答する方、正確な施設名が分かる等の理由から「文字数が多くても表示すべき(44%)」と回答する方が分かれる結果であった。

上記を踏まえ、道路案内標識に表示する地点名や施設名は、道路案内標識の新設・更新等の際に、必要な情報を伝えるとともに視認性を考慮し、少ない文字数で表記（省略又は短縮を含む）するよう留意する。



図 異なる文字数の表記例

(2) 道路案内標識の不足箇所への整備

道路案内標識は、道路標識設置基準と照らして不足している個所において、交通特性及び地域性を考慮し、整備に努めるものとする。

[解説]

道路標識設置基準では、道路案内標識は、標識の種類や規格、交通の特性等を勘案し、必要な整備水準が保持されるよう合理的な設置計画に基づいて設置するものと定めている。

道路案内標識は、個々の標識の設置が適切であることも重要であるが、路線としてあるいは道路網として眺めたときに、統一のとれた整備がなされていないと適正な機能を発揮できない。したがって、道路の種類や規格、交通の量や質等の特性に応じて一定の整備水準と設置の優先度を定め、体系的な整備を図ることが重要である。

外国人へのアンケート調査の結果では、「道路案内標識が道路標識設置基準どおりに体系的に設置されていれば、設置数は十分か」という問いに対し、「十分である」との回答が9割強を占め、高い評価を得た。

また、「クルマでの移動時に案内性を高めるために必要性が高い道路案内標識の種類」という問い（複数回答）に対して、「交差点の案内（67%）」を挙げる回答が最も多く、次いで、「交差点の予告案内（63%）」、「主要地点（現在地）の案内（41%）」等の順に回答が多かった。

上記を踏まえ、道路案内標識は、道路標識設置基準と照らして不足している個所において、交通特性及び地域性を考慮し、整備に努めるものとする。

また、道路案内標識が不足する箇所の中では、案内性向上の観点より「交差点の予告案内」、「交差点の案内」、「主要地点（現在地）の案内」など交差点付近における道路案内標識を優先して整備することが望ましい。

なお、東京都内では、道路密度が高い、交差点間隔が短いなど、地域特有の道路交通条件を有しているため、道路標識設置基準に基づき道路案内標識を整備した場合に標識が乱立することも懸念されるため、十分な検討が必要である。

「交差点の予告案内」：当該道路を含む交差道路の方面、方向等の予告案内（108-A、B等）

「交差点の案内」：当該道路を含む交差道路の方面、方向等の案内（108の2-A、B等）

「主要地点（現在地）の案内」：交通上の主要な目標となる地点の案内（114の2-A、B）

(3) 案内性の向上

道路案内標識と観光案内サイン類は、各地域の状況に応じて、集約や連携に努めるものとする。

[解説]

東京都内において外国人にも人気の高い主要な観光施設が立地・集積する地域では、108系等の道路案内標識と観光案内サイン類を集約や連携し、案内を強化するなど、各地域の状況に応じて関係者間で調整を図りながら、移動時の案内性を高める標識類設置の工夫に努めるものとする。

【東京都内における標識類の設置例】

